

合併公告

2024年11月14日

株主および債権者各位

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田隆仁

当社（甲）は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社富士通総研（乙1、東京都大田区新蒲田一丁目17番25号）および株式会社富士通アドバンスシステムズ（乙2、愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号）をそれぞれ消滅会社とする吸収合併を行うことといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項、また乙1および乙2は同法第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙1および乙2それぞれの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲） 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙1） <http://jp.fujitsu.com/group/fri/about/>

（乙2） 令和6年7月25日付官報号外第177号70頁に公告のとおり

以上